

高度地区検討調査について

都市計画部都市計画課

事業背景及び目的（事業制度）

建築物の高さを制限するための都市計画手法として、地区計画を決定するには、地元の協議会ができてから、約2年6ヶ月以上の期間を要するため、既に地元で説明された高層マンション問題を解決することは地区計画では不可能である。そのため、浜松市では地域にふさわしくない極端な高層建築物を制限し、秩序ある良好なまちなみを形成するため、建築物の高さを制限する「高度地区」を指定する方針である。

このため、高度地区を決定するための方針の決定及びその基礎調査を行うものである。

事業概要（事業方針）

【検討調査】

平成22年度 高度地区指定等の基礎調査

- (1) 高度地区に関連する概況等の整理
 - 1) 高度地区に関連する概況整理
 - 2) 他都市事例の収集・整理
- (2) 建築物等の実態調査
 - 1) 建築物の実態調査
 - ・都市計画基礎調査、建築確認申請、住宅地図による実態把握
 - ・4階以上建築物の階数別分布状況を把握
 - 2) 典型地区における市街地の実態把握
 - ・用途地域別の典型地区における実態把握
 - ・建築紛争等が生じている地区の実態把握
 - 3) 用途地域別課題の整理

平成23年度 高度地区指定方針案の策定及び決定

- (1) 市街地の土地利用方針の整理
- (2) 望ましい高度地区指定基準の検討
- (3) 高度地区指定案の策定

【都市計画変更手続き予定】

平成23年度 都市計画変更の図書作成及び説明会等の開催

平成24年度 高度地区の都市計画決定

所管課の見積額

9百万円（平成22～23年度）

鍛冶町交差点スクランブル化道路改良事業について

都市計画部 交通政策課
都市開発課

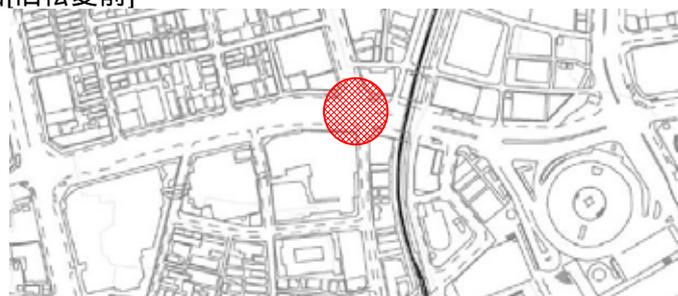
目的

鍛冶町交差点では、平成 19 年度の平面横断化後、横断者が増加したため右左折車両との交錯による交通事故発生が危惧されている状況にある。また、平成 22 年秋には「国際ユニバーサルデザイン会議 2010」が開催される。

これらのことから、横断者の安全性を高める歩車分離方式（スクランブル化）の採用に向け、公安協議を経て、道路改良工事を施工し、併せて歩行空間の賑わい創出を図るため旧松菱前の歩道タイル工事を施工する。

内容

- ・ UD ブロック、区画線設置、車止め撤去 ・ 信号柱等新設及び撤去[旧松菱前]
- ・ 点字誘導ブロック、歩道自然石補修[日興コデリアル証券前]
- ・ 歩道擬石タイル貼[旧松菱前]



みずほ銀行前から旧松菱前方向を望む



東から交差点全体を望む

所管課の見積額

28 百万円（平成 22 年度）